令和8年9月

お客様各位

『令和7年度版　消防防災関係財政・補助事務必携』内容誤りのお詫びと訂正

標記書籍において、内容の一部に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

該当箇所	誤	正
p.330　別表第２「(1)　災害対応特殊消防ポンプ自動車等に備えなければならない附属品」の表中「品名」が「ノズル」の項、「災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車」中「Ⅱ型Ⅰ-A型」の欄	（空欄）	4
p.571　22行目	⑴　地方公共団体が、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等のの社会経済社会経済情勢の変化情勢の変化に対応するため又はに対応するため又は既存ストック既存ストックをを効率的効率的にに活用活用したした地域活性化を図る地域活性化を図るためためとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。） ①　経過年数（設置後経過した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分 ②　経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町市町村の合併の特例に関する法律村の合併の特例に関する法律（（昭和昭和4040年法律第年法律第66号号））に基づく市町村建設に基づく市町村建設計画又は計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号年法律第59号）に）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの	⑴　地方公共団体が、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。） ①　経過年数（設置後経過した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分 ②　経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6　号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの
p.573　13行目	④　老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等	④　老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

以上

第一法規株式会社
〒107-8560　東京都港区南青山2-11-17
TEL：0120-203-694／FAX：0120-302-640